

- Perez-Mateos, M. : J. Food Sci., 66,  
1201-1206, 2001.
- 2)「カナダの食品添加物」, JAFAN, 20,  
140-159, 2000.
- 3)「オーストラリア・ニュージーランドの  
食品添加物」, JAFAN, 21, 51-62, 2001.
- 4)「中国の食品添加物」, 食品添加物マニュ  
アル 2001, p430-445, 日本食品添加物  
協会, 東京.
- 5)Jonker, K. M., Dekker, C. P. : J. AOAC  
Int., 83, 241-244, 2000.
- 6)King, J. M., McEvily, A. J., Iyengar,  
R. : J. AOAC, 74, 1003-1005, 1991.
- 7)Smallwood, A. W., Ranieri, T. L.,  
Satzger, R. D. : J. AOAC Int., 81, 488-491,  
1998.

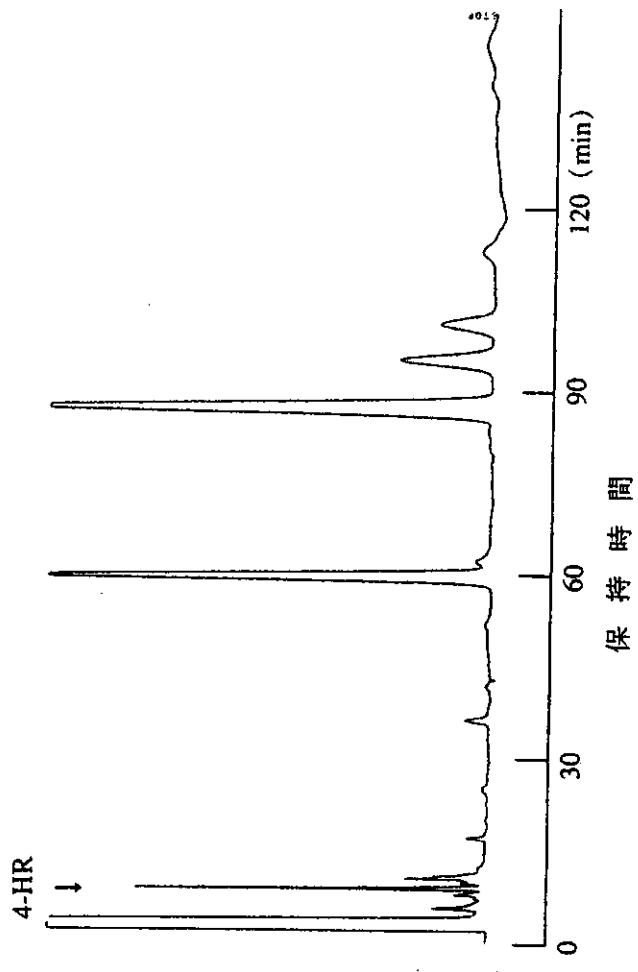


図 1. Sep-Pak Vac C18 からの溶出液のクロマトグラム  
試 料：むきえびに 4-HR を  $10 \mu\text{g/g}$  添加したもの  
溶出液：アセトニトリル・水(55:45) 混液

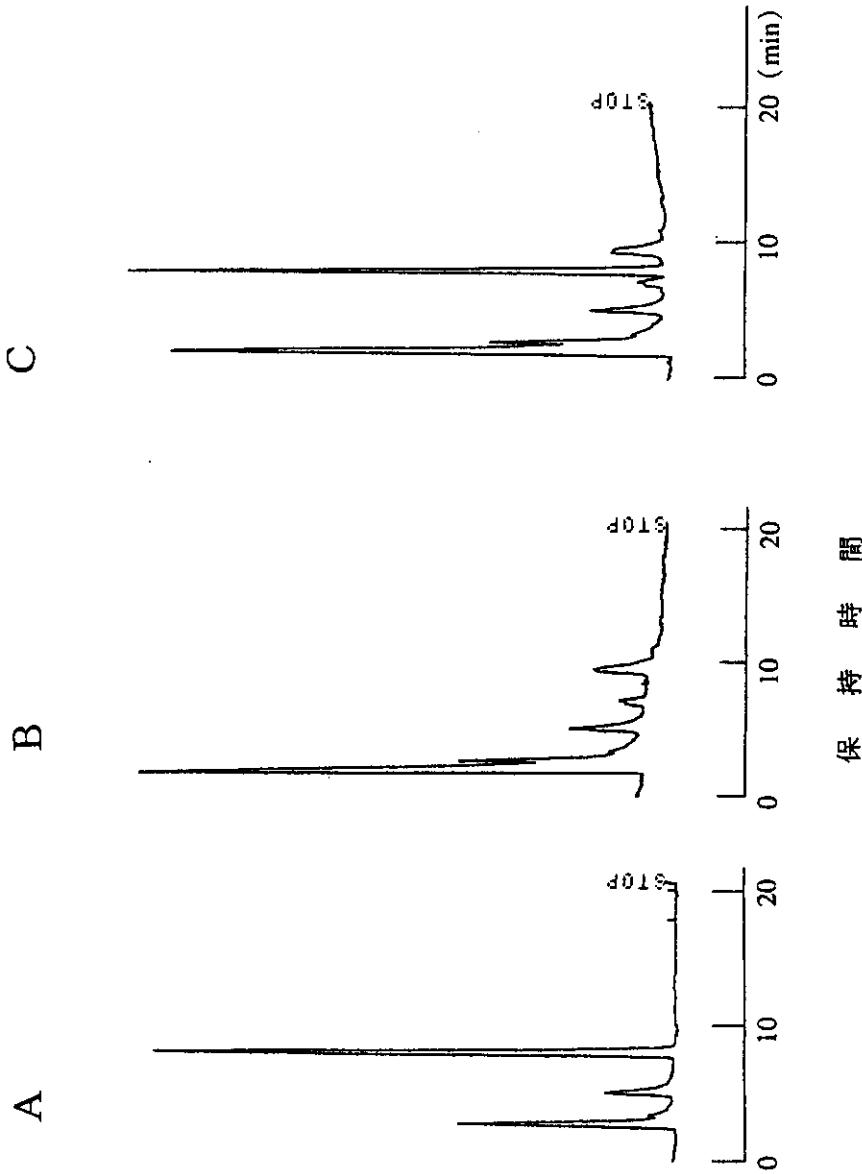


図2. 4-HRを添加したエビから調製した試験溶液のクロマトグラム  
A: 4-HR標準品(0.5 μg/mL), B: むきえび(無添加), C: むきえび(4-HR添加, 10 μg/g)

表1. エビ及びカニから4-HRの回収率

試料	回収率 (%)	
	1.0 $\mu$ g/g	10 $\mu$ g/g
ブラックタイガー	83.8 ± 4.0	91.8 ± 0.3
むきえび	92.2 ± 6.9	91.4 ± 0.5
ズワイガニ	82.4 ± 6.8	88.9 ± 1.6

数値は平均値 ± SD (n=3) である

## 2. 魚肉練り製品中の臭素酸カリウムの微量分析法

### A. 研究目的

臭素酸カリウムは品質改良材として小麦粉、魚肉練り製品に用いられていたが、発ガン性の疑いが発見されたため<sup>1)-3)</sup>、1982年に小麦粉には最終製品のパンには残存しないことを条件に 30 mg/kg まで使用基準が制限された。一方、魚肉練り製品は 270 mg/kg 許可されていたが、全面的に禁止とされた<sup>4)</sup>。しかし、1999 年タイで Surimi にゲル形成能の増強剤とし特許申請が出させており、輸入品のすり身等の魚肉練り製品に臭素酸カリウムが使用され残存している可能性もあると考えられる。そこで、除蛋白剤等の前処理を検討し、ポストカラム HPLC による魚肉練り製品中の臭素酸塩の微量分析法を確立した。

### B. 研究方法

#### 1) 試料

カマボコ、すり身、カニカマボコ、ハンバーゲンを都内の小売店及びスーパーマーケットから購入し、試料とした。

#### 2) 試薬及び試液

o-ジアニシジン・二塩酸塩：purified crystals, Sigma

硝酸：精密分析用、70%，関東化学（株）製

テトラ-n-ブチルアンモニウムヒドロキシド(TBAH)：10% 溶液、東京化成工業（株）製

臭素酸カリウム：99.99%，Merck 社製  
水：水道水を Mill-RX Plus Milli-Q SP Reagent Water System（ミリポア社製）で処理した。

臭素酸標準液：臭素酸カリウム 130 mg を正確に量り、水を加えてとかし、100 mL とし、標準原液とした。これを水で希釈し、1, 2, 5, 7 及び 10 ng/mL の濃度系列を調製し、臭素酸の標準液とした。

メタノール：高速液体クロマトグラフィー用。

その他の試薬は市販の試薬特級を用いた。

#### 3) 器具及び装置

0.2 μm フィルター：マイショリデスク W-25-2 水系、東ソー（株）製

脱塩素用銀カラム：使用前に強陽イオン交換ゲルの TOYOPAK, IC-SP M(東ソー(株)) 製に 0.1 mol/L 硝酸銀溶液 10 mL を通過させた後、水 10 mL で洗浄したもの。

陰イオン交換カートリッジ：Oasis MAX(60 mg / 3 cc) Waters 社製

粉碎機：Oster Blender 大阪ケミカル（株）製

冷却遠心分離器：himac CF 15R 日立製作所（株）製

ポストカラム反応装置付き HPLC：システムコントローラー、オートインジェクター、ポンプ、カラムオーブン及び UV-VIB 検出器は LC-10A シリーズ、ポストカラム用オーブン CRV-6A、データ処理装置 CR-7A Plus（株）島津製作所製

#### 4) HPLC 測定条件

カラム：Zorbax SB C18 4.6 mm i.d. x 250 mm

ガードカラム：Zorbax SB C18 4.6 mm i.d. x 120 mm

移動相：メタノール 100mL に脱気した水 700 mL を加え酢酸 2.0 g, 10% TBAH 45 g を加えて混和後, 10% TBAH で pH 5.0 に調整し, 脱気した水で 1,000 mL とした.

測定波長 : 450 nm

移動相の流速 : 0.9 mL/分

注入量 : 200  $\mu$ L

カラムオーブン温度 : 40°C

反応液の流速 : 0.3 mL/分

反応槽温度 : 60°C

反応コイル: テフロンチューブ 0.4 mm i.d. x 5 m

反応液 : 脱気した水 700 mL に硝酸 60 mL, 及び臭化カリウム 10 g を加えた. これに  $\sigma$ -ジアニシン・二塩酸塩 500 mg をメタノール 200 mL で結晶が残らないように完全に溶解してから加え, 脱気した水で 1,000 mL とした.

### 5) 試験溶液の調製

試料を粉碎機で粉碎し, 5.0 g を 100 mL 容量のビーカーに採り, 水 50 mL を加え, 室温下 30 分間攪拌した後, 100 mL 容のメスフラスコへ水で定量的に移した. 1 mol/L 酢酸亜鉛溶液 1 mL 及び 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液 1 mL を加え混合した後, 水で 100 mL の定容とした. これを, 15,000 rpm, 5°C で 10 分間遠心沈殿し, 上清を分取した.

脱塩素用銀カラム(銀カラム)及び Oasis MAX (MAX) はあらかじめ水で平衡化しておき, 0.2  $\mu$ m フィルター, 銀カラム及び MAX の順に接続し, 上清 10 mL をおよそ毎分 1 mL の速度で負荷した. 0.2  $\mu$ m フィルター及び銀カラムを除き, MAX を 20

vol% 酢酸 1 mL 及び水 2 mL で洗浄した. 次に 0.5% 硝酸ナトリウム溶液 1 mL で臭素酸を溶出させ, ポストカラム・HPLC 判試験溶液とした.

### 6) HPLC による定性及び定量

標準溶液及び試験溶液を HPLC に付し, 臭素酸カリウムの標準溶液の保持時間と比較し, 定性を行った(図 1). また, 標準溶液による検量線から, 試験溶液中の臭素酸の濃度を算出した.

## C. 結果及び考察

### 1) 除蛋白剤の検討

魚肉練り製品中の臭素酸カリウムの分析法開発ために, カマボコを試料とし, パン中の微量分析法<sup>5)</sup>を適応した. しかし, パンに比較し, 魚肉練り製品は蛋白の含量が多いと考えられフィルター, 銀カラム及び MAX の負荷の際に目つまりが生じた. そこで, これらのカートリッジへの負荷を容易にするために, 除蛋白剤を検討した.

パン中の微量分析法<sup>5)</sup>では試料中の臭素酸塩は水で抽出後, 陰イオン交換カートリッジを用い, 食品中の夾雑物の除去及び臭素酸塩の濃縮を行い良好な結果を得ている. この前処理法を利用するためには, 高濃度の有機溶媒, 臭素酸以上の強いカウンターアイオンを持つ金属塩での除蛋白は不都合であると考えられた. また, 強い酸も臭素酸を分解させる恐れがあると思われる. そこで, 酢酸亜鉛と水酸化ナトリウムを混合したときに生成する, 水酸化亜鉛を除蛋白剤として検討した. 1 mol/L の酢酸亜鉛溶液 1 mL 及び水酸化ナトリウムを溶液 1 mL を抽出液に加え, よく混合させ, 生じた水酸化亜鉛の白色沈殿に食品中の夾雑物を絡ませ, 遠心沈殿を行った. 酢酸イオンは臭

素酸より弱いカウンターイオンであり、臭素酸の抽出液を MAX に負荷した場合、臭素酸の保持を妨害しないと考えられる。

その結果、試料溶液の 0.2  $\mu\text{m}$  フィルター、銀カラム及び MAX への負荷が容易になった。

### 2) 添加回収率

各試料に 2 ppb 及び 5 ppb 濃度に臭素酸を添加し、回収率を算出した。いずれの場合も 80%以上の良好な回収率が得られた(表 1)。このことからも除タンパク剤が臭素酸塩の分析に影響を与えることは無いものと考えられた。

### 3) 市販食品中の臭素酸塩の分析

市販のカマボコ、すり身等 5 種類の試料からは臭素酸塩は検出されなかった(表 2)。

## D. 結論

魚肉練り製品中の臭素酸塩の微量分析法を検討した。除タンパク剤に酢酸亜鉛溶液／水酸化ナトリウム溶液を用い、銀カラムで脱塩し、MAX で脱脂並びに濃縮することにより、定量限界 1 ng/g の微量定量法が確立された。

## E. 文献

- 1) Kurokawa, Y., Hayashi, Y., Maekawa, A., Takahashi, M., Kokubo, T., Odashima, S., Carcinogenicity of potassium bromate administered orally to F344 rats. J.Nat.Cancer Inst., 71, 965-972 (1983).
- 2) Kurokawa, Y., Maekawa, A., Takahashi, T., Hayashi, Y., Toxicity and carcinogenicity of potassium bromate—A
- new renal carcinogen. Environmental Health Perspectives, 87, 309-335 (1990).
- 3) Umemura, T., Sai, K., Takagi, A., Hasegawa, R., Kurokawa, Y., A possible role for cell proliferation in potassium bromate ( $\text{KBrO}_3$ ) carcinogenesis. J. Cancer Res. Clin. Oncol., 119, 463-469 (1993).
- 4) 厚生省告示 第 136 号 1982. 8.2
- 5) 川崎洋子, 久保田浩樹, 四方田千佳子, 米谷民雄：パン中の臭素酸塩の改良微量分析法, 食衛誌., 43, 221-224 (2002).

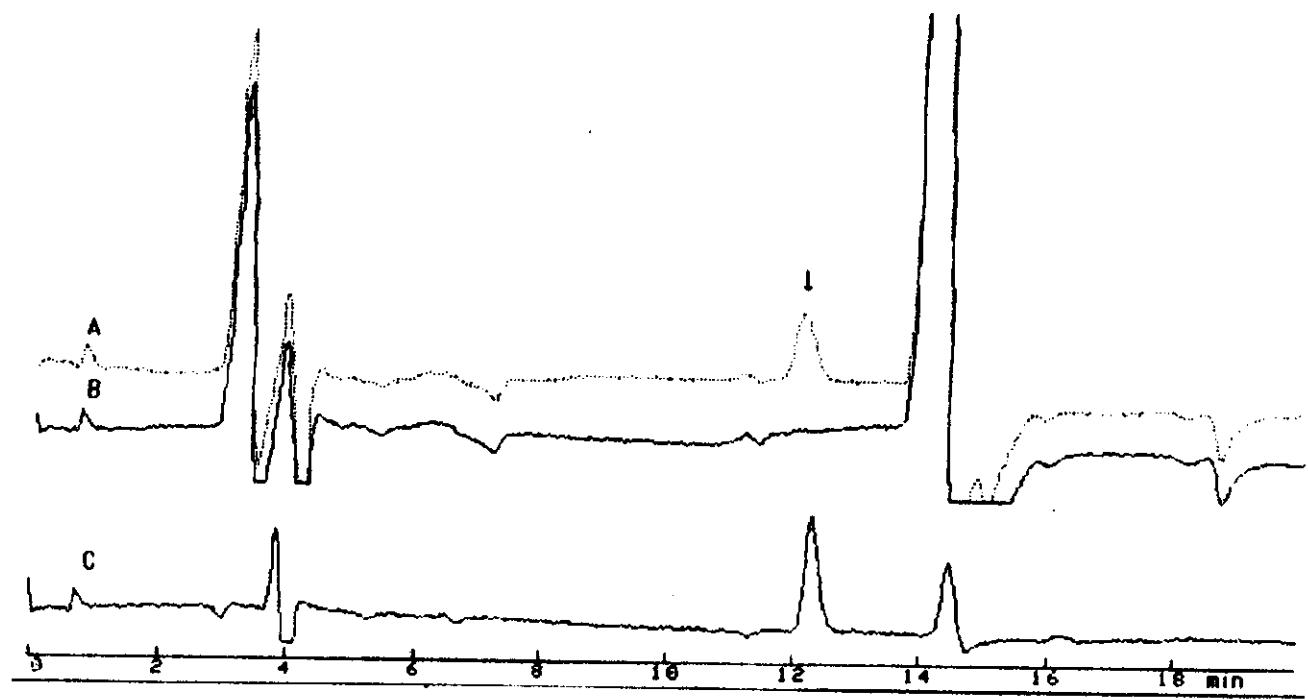


図 1. 臭素酸カリウム無添加, 5ng/g 添加カマボコ及び臭素酸カリウムの HPLC クロマトグラム

A: 臭素酸カリウム 5 ng/g 添加カマボコ

B: 臭素酸カリウム無添加

C: 臭素酸カリウム標準品 5 ng/g

↓ : 臭素酸カリウム

表 1. 魚肉練り製品中からの臭素酸の添加回収率

試料	添加量(ng/kg)	回収率(%)*	変動係数(%)
カマボコ	5	85.70±1.83	2.14
	2	85.84±3.58	4.17
カニカマボコ	5	96.25±1.72	1.79
	2	86.36±2.06	2.39
すり身	5	83.64±2.58	3.08
	2	89.53±5.14	5.74
ハンペン	5	91.56±4.75	5.18

\*:n=3

表 2. 市販魚肉練り製品中の臭素酸の含有量

試料	含有量
カマボコ	ND*
ハンペン	ND
すり身	ND
カニカマボコ	ND

\*: ND<2 ppb, n=3

厚生労働科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）  
分担研究報告書

生産量統計及び行政検査結果を基にした食品添加物の摂取量の推定

分担研究者 四方田千佳子 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室長

(研究要旨) 生産量統計に基づく摂取量調査では、20年間に6回のアンケート調査を実施してきており、貴重な蓄積データとなっている。平成14年度は、第7サイクルの初年度に当たり、製造、輸入業者に対するアンケートによる指定添加物の生産量調査を実施した。回収率は73.8%であり、さらに回答に疑問のある各製造メーカーに追調査を実施中で、次年度の摂取量推定に向け、調査結果の信頼性確保に努めている。全体的に、食品製造メーカーの再編あるいはOEM化により、適切な調査対象の把握が必要であった（委託研究、別紙参照）。

行政検査の結果を基にした食品添加物の摂取量推定では、従来実施していた、集計用紙によるデータ収集を改め、データのデジタル収集システムを確立し、データベースの構築を目指すこととした。すでに稼働している食品汚染物データ入力システムを参考に、行政検査結果集計用ファイルを試作し、ソルビン酸、安息香酸の1998年度集計データの入力を試みた。紙によるデータ集収の、データ収集数の限界、食品記入方法の問題点が明らかとなり、次年度における実際のデジタル収集試行における注意点が明らかとなった。さらに、各エクセル入力シートをアクセスに集め、データベースを始動した。

研究協力者

松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所  
阿部有希子 国立医薬品食品衛生研究所  
戸田恭子 国立医薬品食品衛生研究所

A. 研究目的

行政試験検査結果を利用した摂取量推定では、データ収集システムをデジタル化し、多くの測定データを値として収集することにより、情報の正確さと情報量の増大を目指す。さらに詳細な個々の食品情報の収集により、食品中の食品添加物含有量の大がかりな実態把握を可能とする。

B. 研究方法

1. 各分析機関からのデータ収集用ファイルの作成

食品汚染物データ入力システムを参考に、食品添加物データ収集用ファイルを作成した。食品分類として、平成14年度食品添加物基準策定費により食品添加物使用実態調査用に試作された食品分類と、食品コード表を活用し、食品情報をデータ化することとした。

C. 研究結果および考察

1. 各分析機関からのデータ収集用ファイルの始動

試作したデータ収集用ファイルを用い、1998年度に回収された食品中の食品添加物検出量実態調査表から、食品添加物例としてソルビン酸及び安息香酸を選択して、入力を試みた。当該データ収集用に使用された食品中の食品添加物検出量実態調査

表及び記入要領を次ページに示すが、記入に際して、食品は記入者ごとに任意に品目としてグループ分けされ、グループ内の測定値は、検出数と最大、最低、平均のみを記入する形式となっていた。デジタル化に際しては、すべての食品名と食品分類コード、生の測定値を記入することとするが、ここでは、この記入用紙の様式で、ファイルを調整した。検査機関基入用シートへの1998年度調査結果の入力例を、表1に示した。入力方法を表中に示したが、機関名から、検体数まで、表を見て入力するように指示されているものは、同じファイル中に、表のシートが添付されている。ここで、食品名は任意に入力されたため、ナチュラルチーズがある一方でそうざいという、分類不能なものまで見いだされた。従って、食品分類コードも入力できないため空欄としている。デジタル化に際しては、できるだけ食品分類表の個別食品と類似のものに名前を統一し、どうしても分類されないものののみ、他の食品としてコードを空欄とするように指示することとした。

表2に、ここで使用した食品分類表の一部を示した。食品分類としては、コーデックスの一般食品添加物基準用の食品分類もあるが、これに対応する我が国における喫食量のデータがないため、調査後に食品添加物の摂取量を見積もることができない。そこで、国民栄養調査で使用する食品分類を基にして、食品添加物使用量実態調査用に作成された食品分類を使用することとした。使用した食品分類では、全体の食品数は従来のマーケットバスケット方式で使用している食品群よりもはるかに多いが、比較したところ、マーケットバス

ケット用の食品群に記載されていて、ここにない食品もいくつか認められた。ふりかけ、炭酸水、トマトジュース（野菜の瓶詰めといっしょなので野菜に入っている）、ピザ、中華饅頭、コーンクリームコロッケ、たらこ、いくら、筋子、ミートボール、メンチカツ、氷菓、酢昆布、とろろ昆布、シチュー、カレー（シチュー、カレーは肉類に含まれ、野菜に振り分けられない）であった。それぞれの食品群は、作成者によってかなりの偏りが認められたが、今回は少なくとも、魚卵には、たらこ、いくら、筋子を追加することとした。食品分類については調査を進める過程で、調査し易いように改良する必要があると思われる。

表3には、機関コードと、輸入国の略号を示した。表4には、平成15年度に試用する入力シート案を示した。表4の後ろには、調査時に配付するデータ入力方法の案を示した。データはさらに加工しやすいように、エクセルファイル形式ではなく、csvファイルでテキストとして保存し提出することとした。

さらに、集計したデータの管理を容易にするため、データベースソフトであるアクセスへの吸い取りを試みた。結果を表5に示した。提出されたデータファイルはそのまま順にアクセスへ集積し、各フィールドごとの抽出操作が容易に行え、データ解析が可能となる。データベースはかなり大きなファイルとなると予想されるため、平成15年度中に、データベース専用サーバー設置を予定している。

次年度前半に、ソルビン酸を対象添加物として実際の各検査機関でのデータ入力、収集、データベース化の試行を行い、シス

## 別添 記入例

## 食品中の食品添加物検出量実験調査表

食品添加物名: ノルビン酸

自治体名: \*\*\* 県

整理番号	品目名	輸入品			国産品・その他			検出限界 (g/kg)				
		検査件数	検出件数	最高 (g/kg)	最低 (g/kg)	平均 (g/kg)	検査件数					
1	たくあん漬	8	3	1.12	0.05	0.51	25	9	1.12	0.02	0.50	0.01

## (言記入要旨)

1. 調査用紙は、各添加物毎に平成10年4月1日から平成11年3月31日までに検査した結果を記入すること。
2. 輸入品か国産品か不明の場合は、「国産品・その他」の欄に記載すること。
3. 整理番号は、各添加物毎に一連の番号を付すこと。
4. 品目名は、使用基準の対象食品に準じること。(「その他の食品」の場合又は該食品でない場合は、極力具体名を記入すること。)
5. 単位は、使用基準で用いる単位(基本単位:g/kg)とすること。各添加物毎の濃度は、次の物質として換算したものとすること。

  - 1) 安息香酸(安息香酸ナトリウムを含む。): 安息香酸として
  - 2) ノルビン酸(ノルビン酸カリウムを含む。): ノルビン酸として
  - 3) デヒドロ酢酸ナトリウム: デヒドロ酢酸として
  - 4) パラオキシ安息香酸エステル類: パラオキシ安息香酸として
  - 5) プロピオン酸(プロピオン酸カルボン酸ナトリウムを含む。) プロピオン酸として
  - 6) プロピングリコール: プロピングリコールとして
  - 7) オルトフェニルフェノール(オルトフェニルフェノールナトリウムを含む。) オルトフェニルフェノールとして
  - 8) チアベンダノール: チアベンダノールとして
  - 9) ジフェニル: ジフェニルとして

6. 最高、最低、平均は、検出限界からみて有効が該値とする。
7. 平均は、検出したものの平均を記載すること。例えば、25件検査し、うち9件がうち検出した場合には、平均は検出した9件の平均値を記載する。
8. 検出限界は、当該検査に用いた検査法の検出限界を記載すること。

別記

食品中の食品添加物検出量実態調査表

食品添加物名:

自治体名:

整理 番号	品 目 名	輸入品			国産品・その他			検出限界 (単位)
		検査件数	検出件数	平均 (単位)	検査件数	検出件数	最高 (単位)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								

テムの改良をすすめる予定としている。

#### D. 結論

行政検査に基づく食品添加物の摂取量調査を精度良く実施するためには、大量のデータのデジタル収集、データベース化が不可欠であることから、次年度早々のデータ収集に向け、準備を開始した。厚生労働省食品保険部基準課からの依頼により、各地方衛生試験所や保健所での調査を開始することとなるが、各検査機関におけるデータの入力方式が従来の記入形式と大きく変わるために、詳細な説明と、協力の呼びかけが不可欠と考えられる。

#### E. 研究発表

なし。

表1 検査機関記入用シートへの1998年度調査結果の一部入力例

機関 分析年 西暦 4桁	機関code 試料番号 食品群のコード	食品名	食品名			検査結果			検査値			検査値			検出数		
			被見て入力			番号入力			分析値			分析値					
			入力	機関code	被見て入力	入力	機関code	被見て入力	入力	番号	入力	入力	入力	入力	入力		
神奈川県	2401	2003	1	100007	魚介類	いか無製		ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	0.57	0.20	0.10	23	20
神奈川県	2401	1998	1	130007	アイスクリーム類	乳類	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	0.57	0.20	0.10	6	0	
神奈川県	2401	1998	2	100007	いか無製品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	0.57	0.20	0.10	23	20	
神奈川県	2401	1998	3	070004	ジャム	果実類	ソルビン酸	HPLC	2	0.03	0	0	0	0	2	0	
神奈川県	2401	1998	4	030002	ショット	乳類及び甘味類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	5	130006	ナチュラルチーズ	乳類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	6	160003	ピール	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	7	070004	フラワーペースト	果実類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	8	130006	プロセスチーズ	乳類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	9	010109	めん類	穀類	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	10	160002	酒精飲料	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	11	160004	果実酒	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	12	070002	菓子	乾燥果実	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	13	14	魚介類加工品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	15	100012	魚肉加工品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	16	160004	穀類加工品	穀類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	17	070002	食肉製品	食肉製品	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	18	110101	肉類	(牛、豚、鶏・鶏、鶏肉)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	19	160009	滑涼飲料水	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	20	21	そうさい	漬物	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	21	22	乳類加工品	乳類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	22	23	野菜果実加工品	野菜類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	23	24	マーブリーン	油脂類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	24	140002	冷凍食品	レトルト食品	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	25	26	レトルト食品	その他食品	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	2401	1998	26	27	その他食品	その他	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0	0	0	0	0	

表2 食品添加物調査用食品コード(一部)

		食 品 群		(3) 該当する食品例
食品名(大)	食品名(中)	(1)番号	(2)群名	
1 穀類	01 米、麦その他の穀類	010101	ご飯、かゆ、おもゆ	ご飯、玄米ご飯、全かゆ、おもゆ / 七分つき米飯、精白米、玄米全かゆ、七分つき全米かゆ、精白米五分 かゆ、玄米おもゆ もち、赤飯、おにぎり、焼おにぎり、きりたんぽ / あわもち、あくまき、米こうじ 押麦、七分つき押麦、アマランサンス、オートミール、小麦胚芽、はとむぎ、もろこし ジャイアントコーン(フライ味付け)、ポップコーン、コーンフレーク /
	010102	米加工品		銀世ふ、小町ふ / ちくわふ
	010103	麦その他の穀類		食パン、クロワッサン、コツペパン、フランスパン、ぶどうパン、ロールパン / 乾パン、らい妻パン
	010104	スナックシリアル		乾燥パン粉 / 生パン粉、半生パン粉
	010105	麩		薄(強)力粉、きょうさ・シュウマイの皮、ホットケーキミックス粉、天ぷら粉、上新粉、白玉粉、ゆでビーフン / そば粉、麦二がし、ビーフン
	010106	パン		ゆで干し(うどん)そば / やで(干し)中華めん、ゆでマカロニ・スペティ / 生(うどんそば・中 華めん)、乾しどん、乾そうめん・ひやむぎ、干しそば、マカロニ・スペティ
	010107	パン粉		インスタントラーメン、中華(和風)カップめん、焼そばカップめん
	010108	粉・皮類		板こんにゃく、しらたき / こんにゃく(精粉、 さつまいも、里いも、じやがいも、長芋も / 焼きさつま芋、乾燥マッシュポテト、じねんじょ かたくり粉、コーンスターク / さつまいもでん粉、タピオカ粉
	010109	めん		くずきり、はるさめ / タピオカパール、綠豆はるさめ 黒砂糖、上白糖、三温糖、グラニュー糖、角砂糖、白ざら糖、中ざら糖 はちみつ / 水あめ、メープルシロップ
	010201	インスタント麺 類		乾燥あずき、乾燥国産大豆 / 乾燥大豆、乾燥いんげん豆、乾燥えんどう、乾燥そら豆 ゆで大豆、うずら豆(煮豆)、ぶどう豆(煮豆) / ゆであずき、ゆでいんげんまめ、ゆでえんどう、うべいす豆 (豆甘煮)、おたふく豆(豆甘煮)、ふき豆(豆甘煮)、豆きんどん(豆甘煮) きな粉(全粒)
2 いも及びでん粉類	020001	いも類		040001 砂糖類 030002 その他 040001 乾燥豆
	020002	でん粉		040002 煮豆(ゆで豆、豆甘煮) 040003 きな粉 040004 味付き豆
	020003	でん粉製品		040004 グリーンピース、塩豆、フライビーンズ、ひよこ豆 040005 あん 040006 豆腐 040007 豆腐加工品など 040008 納豆・発酵食品
	020004	砂糖類		040009 なめみそ 040010 豆乳
	030001	その他		050001 ごま類 050002 ナッツ類 050003 栗
	030002	乾燥豆		050004 その他
	040001	煮豆(ゆで豆、豆甘煮)		040009 金山寺みそ 040010 調整豆乳、豆乳飲料・麦芽コーヒー / 豆乳
	040002	きな粉		050001 ごま(炒り) / えごま、ごま(洗い) 050002 落花生(炒り)、バーピーナッツ、ピーナッツバー / 落花生(生、乾燥)、アーモンド(フライ味付 け)、カシューナッツ(フライ味付け)、ヘーゼルナッツ(味付け)
	040003	味付き豆		050003 栗
	040004	グリーンピース、塩豆、フライビーンズ、ひよこ豆 ゆであずき缶、つぶしあん(炒糖を含む) / こしあん、さらじあん、いんげんまめ、こしあん 太綿豆腐、絹ごし豆腐、ソフト豆腐、充てん豆腐、絹豆腐 / 沖縄豆腐、ゆし豆腐 生揚げ(厚揚げ)、油揚げ、がんもどき(飛竜頭)、凍り豆腐、おから、干し湯葉 / 生湯葉、焼き豆腐竹輪 糸ひき納豆 / 五斗納豆、寺納豆、挽きわり納豆		050004 きんなん(生) / きんなん(ゆで)、かぼちゃの実、かやの実、けしの実、はすの実、ま つの実、
3 砂糖及び甘味類	040005	あん		
	040006	豆腐		
	040007	豆腐加工品など		
	040008	納豆・発酵食品		
4 豆類	040009	なめみそ		
	040010	豆乳		
	050001	ごま類		
	050002	ナッツ類		
5 種実類	050003	栗		
	050004	その他		

表3 所属コードと国名略号

所属機関	code	国名	略号
北海道	1001	アゼルバイジャン	AB
札幌市	1002	アフガニスタン	AF
小樽市	1003	アラブ首長国連邦	AE
函館市	1004	アルメニア	AM
青森県	1201	イエメン	YE
岩手県	1301	イスラエル	IL
宮城県	1401	イラン	IQ
福島県	1402	インドネシア	IN
秋田市	1501	インドネシア	ID
山形県	1502	イエズベキスタン	VN
福島県	1601	オマーン	UB
宮崎県	1701	ガザ	OM
鹿児島県	1702	カザフスタン	GZ
鹿児島市	1703	カタール	KA
仙台市	1801	カンボディア	QA
秋田市	1901	カンボジア	KH
山形市	1902	キルギストン	KG
福島市	2001	クウェート	KW
いわき市	2101	グルジア	GE
福島県	2201	サウジアラビア	SA
宮市	2202	ヨルダン	JO
宇都宮市	2301	シリア	SY
栃木県	2302	シンガポール	SG
宇都宮市	2303	スリランカ	LK
群馬県	2304	タイ	TH
埼玉県	2305	大韓民国	KR
千葉県	2306	台湾	TW
千葉市	2307	中華人民共和国	TA
東京都	2308	朝鮮民主主義人民共和国	CN
千代田区	2309	トルクメニスタン	KP
中央区	2310	ネパール	TM
港区	2311	ベラルーシ	NP
新宿区	2312	バングラデシュ	PK
文京区	2313	東チモール	BH
台東区	2314	フィリピン	BD
墨田区	2315	ブルネイ	TP
江東区	2316	北朝鮮	PH
品川区	2317	北マリアナ諸島	BT
目黒区	2318	北アイル兰	BN
大田区	2319	北アゼルバイジャン	
世田谷区			
渋谷区			
中野区			
杉並区			
豊島区			
北区			
荒川区			

表4 2003年度入力用シート案

機関名	機関code	分析年 西暦 4桁	試料番号	食品群のコード	食品群	食品名	国内-1 輸入-2	国名	食品添加物名分析法	単位		
										0~mg/Kg	検出限界 ND -0	検出-1 分析値
										1~ $\mu$ g/Kg	x. xxxx	
										2~g/Kg		
入力方法	機関code 表見て入力	入力	機関code 表見て入力	入力	食品名 表見て入力	表見て入力	国名路号 表見て入力	入力	国名路号 表見て入力	入力	番号入力	番号入力 入力
入力												
神奈川県	2401	2003	1	100007	魚介類	いか製	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	0.57

## データシート入力方法

### カラム A 機関名

### カラム B 機関コード

表（食添用システム.xls；機関 code, 国名略号 タブ）に従い、4桁のコードを入力してください。

### カラム C 分析年

西暦（暦年）の4桁を入力してください。（例 2003 年→2003）

### カラム D 試料番号

機関ごとに独自に番号をつけてください。その際、試料番号の重複がないようにしてください。試料番号は、すべての行に入力してください。

### カラム E、F、G、N 食品群のコード、食品群名、食品名、備考欄

表（食添用システム.xls；食品名 タブ）を見て記入してください。食品名表に個別名が含まれていない食品は、なるべく近いものにふりわけ、カラム N に詳細を記入してください。どうしても分けられないものに関してのみ、その他としてコードと食品群名を空欄とし、カラム N に詳細を記入してください。

### カラム H 食品添加物名

分析した添加物の名称を入力してください。

### カラム I 分析法

### カラム J 単位

分析結果及び、検出限界値の（共通）単位を入力してください。

単位	mg/kg	_g/kg	g/kg
コード	0	1	2

### カラム K 検出限界

検出限界値を入力してください。数値は、x.xxxx の桁をはみ出さないようにお願いします。